

第 6316 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 11月 8日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 税金の排斥期間

Q : 税金にも時効というものがあるのですか？

A : 時効に似た排斥期間というものがあります。

【解説】

税金には、時効ではなく、除斥期間というものが定められています。

除斥期間は時効とよく似ていますが、除斥期間には中断がないという点で大きな違いがあります。

税金に除斥期間が設けられているのは、いつまでも租税債権の行使を認めていると、納税者の法的安定性が確保できないからといわれています。

税金の除斥期間は、次のようになっています。

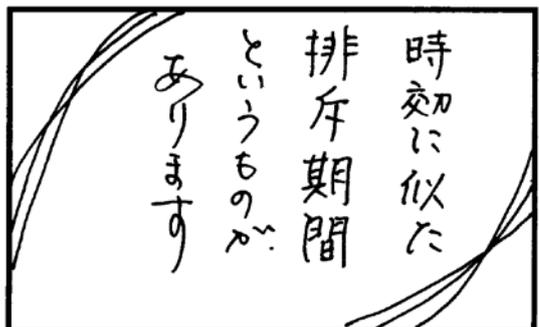
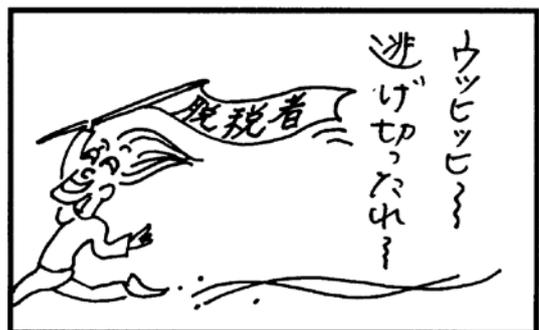
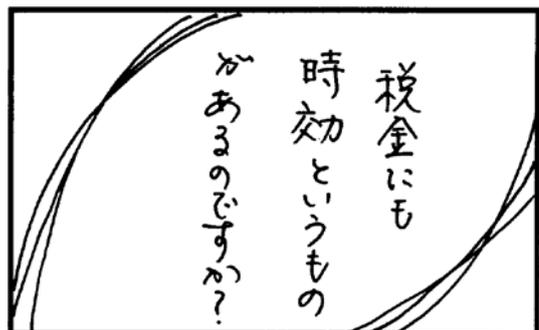
① 3年のもの
課税標準申告書の提出を要する国税でその申告書の提出があったものに係る賦課決定

② 5年のもの
更正、決定及び賦課決定(①を除く)

③ 7年のもの
脱税の場合

④ 10年のもの
法人税に係る純損失等の金額についての構成で、平成30年4月1日以後開始する事業年度において生じるもの(同日前に開始する事業年度については9年)

なお、納税者がする更正の請求は、法定申告期限から5年以内となっています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】